

学校法人山口学園 一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立することができ、教職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

【計画期間】

2019年4月1日～2023年3月31日までの4年間

【目標】

計画期間内に、育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を図る。

【対策】

●2019年4月～

学園のグループウェアを利用して、制度に関する周知・啓発活動を継続する。

育児休業制度やそれに伴う諸制度についての管理職への研修の実施。